

岩瀬農業高等学校の3年生に聞きました。

「18歳選挙」

についてどう思いますか？



3年2組
近藤いつきさん

政治についてあまり知らない状態で投票権を持つことには不安がありますが、投票には行きたいと思います。行くからには、政党や候補者、政策についてちゃんと調べてから投票したいと思いません。



3年4組
深谷 歩夢さん

実家が農業をやっているんで、TPPなどには関心があります。投票することには責任が伴うので、政党・候補者が推進している政策をきちんと調べた上で、自分でしっかりと判断して投票したいと思いません。

●インタビューを終えて

「18歳選挙」について、実際に選挙権を持つこととなる岩瀬農業高等学校の3年生にお話を伺いました。最初は2人とも「選挙権を持つことには不安がある」「もう少し大人になってからでないとわからない」など、不安やとまどいを口にしていましたが、インタビューを進める中で、政治についてよく知っている部分や、これから政治へ参加していくことに対する責任感や意欲を感じるようになってきました。予定されている参議院議員通常選挙での18・19歳の投票率はどのようになるのか、これから若者の意見が政治にどのように反映されていくのかとても気になるところです。

鏡石町新規採用職員の募集

平成29年度採用の鏡石町職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人数
大学卒程度 行政	若干名

2. 受験資格

大学卒程度は、昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

3. 試験内容

- 第1次試験 ①教養試験 ②適性検査
- 第2次試験 個別面接等による口述試験及び小論文試験

4. 試験の期日と場所

- 第1次試験 日時 7月24日(日) 午前9時から 試験会場 福島大学
- 第2次試験 期日 9月下旬予定（第1次試験合格者のみ） 試験会場 町勤労青少年ホーム（予定）

5. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鏡石町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 受付期間

5月26日(木)から6月24日(金)まで（執務時間中に限ります）。郵便による申込書提出の場合は、必ず簡易書留とし、6月22日(木)までの消印でお送りください。

●問い合わせ先 総務課 ☎62-2111

はじめての

18歳選挙を学ぼう！

～第24回参議院議員通常選挙～

第24回参議院議員通常選挙は、平成28年7月25日の任期満了に伴い、7月に投票が予定されています。今回の選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることから、大変注目されている選挙です。

Q18歳選挙ってなに？

平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢がこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。

これにより、全国でおよそ240万人の18歳、19歳が選挙で投票できるようになり、鏡石町では、約270人に新たに選挙権が与えられることになりました。

Qなぜ「18歳以上」に引き下げられるの？

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。鏡石町の人口も平成22年をピークに、東日本大震災の影響もあって減少傾向に転じています。

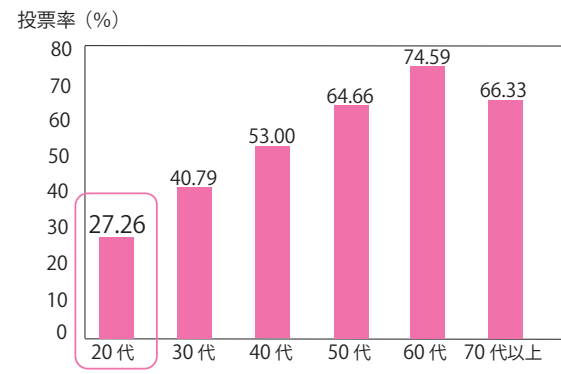
この状況において、日本の

未来を担う存在である10代もより政治に参加していく必要があります。より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという自覚を持ち、より主体的に政治に関わる若者が増えることが期待されています。

現在、全国的に若者の投票率は低くなっており、鏡石町でも同様の傾向にあります。

投票率を上げて若者に向けた政策が実現されるよう、選挙権が与えられたこの機会に、ぜひ投票に行きましょう。

▲平成26年度衆議院議員総選挙投票率（鏡石町内）



Qそもそも投票の仕方がわからないよ！

難しいイメージがあるかもしれませんが、なにも難しいことはありません。選挙が始まる前から投票までの手順を簡単にご説明します。

投票スタート！

①入場券が届きます
投票日が近付くと、ハガキサイズの入場券が有権者一人ひとりに郵送されます。入場券には、投票日や投票場所などが記載されています。

②投票所へ行きます
入場券を持って投票所へ行き受付をします。選挙人名簿に載っていることが確認され、投票用紙が渡されます。

③投票用紙へ記入します
投票したい候補者、政党等を確認して、記載台で投票用紙に記入します。

④いざ、投票！

投票用紙を投票箱に入れて投票終了です。お疲れ様でした！

Q出口投票に行けない場合はどうするの？

投票は「投票日に」「投票所で」行うことが原則ですが、選挙当日に投票できない場合は、「期日前投票」「不在者投票」の制度を利用することで投票することができます。

●期日前投票

投票日前でも、指定された期日前投票所（鏡石町は役場第二会議室）で投票することができます。

●不在者投票

前もって手続きをすれば、一時滞在先の市区町村で投票したり、病院などで投票することができます。

選挙は自分たちの声を政治に届ける貴重なチャンスです。棄権しないで投票に行きましょう。

▼問い合わせ先
町選挙管理委員会
☎62-2111